

給水車購入に係る債務負担行為補正について（議案第77号資料）

1. これまでの経過

本市の応急給水体制は、水道部で平成17（2005）年度に導入した3.5トン級クレーン付きトラック1台と防災課で平成18（2006）年度に導入した3.5トン級クレーン付きトラック2台の荷台に、それぞれ容量3,000リットルの給水タンクを積載する方式により、最大時には3台全ての車両を活用した応急給水が可能な状況としていた。これらの車両は、水道部が所有する「1号車」と、防災課が所有する「2号車」及び「3号車」に分けて管理されており、関係部署間で連携しながら災害時等の応急給水活動に備えてきた。

しかしながら、導入から約20年が経過し、水道部車両（1号車）は車軸連結部の腐食進行に伴い、修繕・維持管理コストが大幅に増大する状況となった。そのため、本庁舎で管理され比較的良好な状態である防災課車両（2・3号車）について、応急給水活動が必要な際には水道部が優先的に使用できる運用体制を整えたうえで、水道部車両（1号車）については令和6（2024）年度に廃車処分とした。

2. 導入目的

（1）地域防災計画に基づく応急給水機能の強化

本市の地域防災計画では、災害時の応急給水の方法として「給水車、給水タンク搭載車等の車両により、飲料水を断水地区に輸送し給水する。」と規定している。

災害時における水道事業者としての応急対応力を万全なものとし、給水機能を将来にわたり持続可能かつ確実に発揮するためには、水道部が自ら管理・運用できる「給水車」を保有する必要がある。

（2）災害対応力の向上

本市における応急給水活動において、沿道建物等の倒壊やがれき等により進入が困難な狭隘道路への対応に加え、医療機関や被災者の避難先、要配慮者関連施設等への運搬給水及び各応急給水拠点等に開設する仮設給水槽への補給が重要である。これらを迅速かつ確実に実施するためには、従来の3.5トン級（加圧ポンプなし）の車両よりも狭隘道路へ進入可能なのは小型（2トン級）の車両であり、高所や奥まった場所への高速送水を可能とする加圧ポンプを備えた「給水車」が効果的である。これにより、各拠点への給水時間を短縮し、現行車両も活用しながら限られた車両による給水巡回の効率性を向上させ、発災直後の初期対応力を強化するものである。

3. 購入予定車両の主要仕様並びに選定理由及び導入効果

主要仕様	選定理由・導入効果
① タンク容量約1,600リットルコンパクト仕様（2トン級・車両総重量5トン未満）	現行の3.5トン級トラックでは進入困難な市内の狭隘道路等への迅速な進入が可能となる。 ※全長約5メートル×全幅約1.7メートル×全高約2.1メートル
② 加圧ポンプ搭載 （高所・迅速給水対応）	高所の受水槽への給水や仮設給水槽等への圧送により給水スピードが向上し、避難所等の給水所における市民の待ち時間を大幅に短縮できる。
③ 4WD・ステンレス製タンク（悪路走破性・高耐久性）	・災害時の悪路や悪天候時でも走行できる高い走破性を確保。 ・耐食性に優れ車両の長寿命化と将来のメンテナンスコストを抑制できる。

4. 補正予算（債務負担行為）計上の目的と緊急性

（１）直近の震災の教訓を踏まえた「初動給水体制」の強化

本年 7 月 28 日に発生した熊本地震では、酷暑のなかで広範囲な断水が発生し、飲料水の確保が深刻な課題となった。さらに、道路の寸断や交通渋滞により、他自治体からの応援や大型給水車が現場に到着するまでに多大な時間を要した。この教訓から、発災直後に水道部が自前で動かせる「給水車」の確保が、市民の命を守るために一刻を争う最優先課題であると再認識したため、次年度予算を待たずに本補正予算で早期の体制強化を図るものである。

（２）特殊車両の納期長期化と価格高騰リスクへの対応

給水車をはじめとする特殊車両は、世界的な部品供給の遅延等により、発注から納車までに約 1 年の長期間を要する見込みとなっている。次年度（令和 9（2027）年度）当初予算での対応では、納車が令和 10（2028）年度以降にずれ込み、本市の応急給水体制の強化に遅れが生じることとなる。したがって、昨今の物価高騰に伴う将来の財政負担を回避し、効率的かつ確実に車両を取得するため、この時期に債務負担行為を設定して早期に契約を締結すべく、本補正予算にて速やかに措置を講じるものである。

5. 補正予算額（債務負担行為）等

事項	期間	限度額
給水車購入	令和 8（2026）年度から 令和 9（2027）年度まで	23,672 千円

※財源については、令和 9（2027）年度に東京都からの補助金を活用予定

6. 配備場所及び維持管理体制並びに運用方法

（１）配備場所及び維持管理体制

- ・配備場所：本庁舎内駐車場
- ・メンテナンス：車両の法定点検、タンク及び給水設備の定期的な洗浄や消毒、ポンプ及び蛇口の定期的な作動確認等

（２）災害時の運用

基本方針：武蔵野市地域防災計画及び水道部震災対策マニュアルに基づき運用する。

（３）平時における多目的活用

- ・緊急対応：市内での突発的な水道管事故・漏水による断水時の応急給水
- ・防災啓発：日本水道協会合同防災訓練や「はらっぱ水防・防災フェスタ」等での給水体験等
- ・広域応援：災害時等の相互応援協定に基づき、支援自治体での断水等への応急給水支援

<参 考>



給水車（2トン級車）加圧機能 有



本市・給水タンク搭載車 加圧機能 無